

東部大阪都市計画道路の変更

(3・3・227-9 号 渋川放出線) について

(1) 変更理由

大阪府において「都市計画（道路）見直しの基本方針（平成 23 年 3 月：大阪府策定）」に基づき、計画の必要性等を評価した結果、東部大阪都市計画道路のうち 3・3・227-9 号渋川放出線について一部廃止するものである。

(2) 変更内容（大阪市域を含む区間）

廃止 （延長約 1,120m、4 車線、幅員 25m）

(3) 変更に係る区域（大阪市域）

大阪市城東区諏訪一丁目から三丁目まで並びに鶴見区今津南一丁目及び放出東三丁目地内

東部大阪都市計画道路の変更

(3・3・227-10 号 大阪枚岡線) について

(1) 変更理由

大阪府において「都市計画（道路）見直しの基本方針（平成 23 年 3 月：大阪府策定）」に基づき、計画の必要性等を評価した結果、東部大阪都市計画道路のうち 3・3・227-10 号大阪枚岡線について一部廃止するものである。

(2) 変更内容（大阪市域を含む区間）

廃止 （延長約 460m、4 車線、幅員 27m）

(3) 変更に係る区域（大阪市域）

大阪市東成区大今里南六丁目、深江南二丁目及び深江南三丁目地内